

平成30年 第1回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 31

○ 会議日程・付議事件

会議日時 平成30年1月25日(木) 午後2時30分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第1号	専決報告について(川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について)	
5	報告第2号	専決報告について(幼保連携型認定こども園・保育所整備運営事業者募集要項及び小規模保育事業事業者募集要項について)	
6	議案第1号	第5次川西市総合計画後期基本計画の策定について	
7	議案第2号	川西市保育料等の減免に関する規則の制定について	
8	議案第3号	川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案第4号	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
10	議案第5号	川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について	
11	議案第6号	川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	
12	議案第7号	川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
13		諸報告	

○ 出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

○ 説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長 兼教育推進部参事（学校教育室担当）	中西哲
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枘川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	岩脇茂樹
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
学務課長	志波仁史
学校指導課主幹	升村誠志
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	荒木浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	藤井恵子
公共施設マネジメント室主幹 （施設整備担当）	小林尚司

○ 議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 1	専決報告について（川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について）	30.1.25	30.1.25	承 認
報告 2	専決報告について（幼保連携型認定こども園・保育所整備運営事業者募集要項及び小規模保育事業 事業者募集要項について）	30.1.25	30.1.25	承 認
議案 1	第5次川西市総合計画後期基本計画の策定について	30.1.25	30.1.25	可 決
議案 2	川西市保育料等の減免に関する規則の制定について	30.1.25	30.1.25	可 決
議案 3	川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について	30.1.25	30.1.25	可 決
議案 4	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	30.1.25	30.1.25	可 決
議案 5	川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について	30.1.25	30.1.25	可 決
議案 6	川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について	30.1.25	30.1.25	可 決
議案 7	川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	30.1.25	30.1.25	可 決

[開会 午後2時30分]

牛尾教育長 皆さんこんにちは。それでは、只今より、平成30年第1回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長
（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、磯部委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

牛尾教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第20回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
（藪内） それでは、第20回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。
1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、磯部委員、服部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第20回定例会の議事録につきまして、

これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長
(中塚) それでは、こども未来部から1点目の「「青少年ふれあいデー」写真・川柳コンクールについて」ご報告させていただきます。

「青少年ふれあいデー」は青少年がこころ豊かで健やかに育つことを願い、青少年の身近な環境である「家庭」や「地域」の大切さを改めて考える日として、平成21年度から毎月第3日曜日を「青少年ふれあいデー」としております。

その啓発のためのコンクールとして「家族のきずな」や「地域のつながり」を感じる、ほのぼのとした川柳や写真の創作・鑑賞を通じて、家庭や地域の大切さを考える機会となるよう実施してまいりました。

お手元に配布しております資料をご覧ください。

平成29年度におきましては、川柳コンクールでは4,667点、写真コンクールでは、過去最多の288点の応募がありました。

募集期間は、昨年5月19日から川柳が9月30日まで、写真が10月31日までで、いずれも12月15日に審査を実施しております。

審査におきましては、川柳コンクールでは、生涯学習短期大学レフネック名誉学長の木津川計氏に審査員長を、青少年育成市民会議会長の熊田早苗氏と陽明小学校の若生雅史校長、並びに牛尾教育長に審査員を務めていただき、また、写真コンクールでは、宝塚大学造形芸術学部特任教授の北田研索氏に審査委員長を、川西市青少年問題協議会委員の澁野敏彦氏と、牛尾教育長に審査員を務めていただいております。

川柳コンクールにおきましては、一般・小中学生の各部門で最優秀賞のきんたくん賞1点、優秀賞の審査員長賞2点、佳作のふれあい賞3点を選出いたしました。

写真コンクールにおきましては、最優秀賞のきんたくん賞1点、優秀賞の審査員長賞2点、佳作のふれあい賞9点を選出させていただいております。

なお、入賞作品は資料の2ページ目の通りでございまして、川柳コンクール一般の部の最優秀賞が、「かぜの子に あわせて家族 皆おかゆ」、栃木県在住、高瀬 正由様の作品です。

また、小・中学生の部の最優秀賞が「夏休み ぼくは臨時の 保育士だ」でありまして、市内中学1年生、鎌倉 亜斗夢様の作品でございます。

写真部門は、滋賀県在住、藤山 香絵様の作品「心待ち」です。

なお、表彰式は去る1月17日に開催し、入賞者24人のうち7人の方が出席されました。また、今年度の入賞作品につきましては、青少年ふれあいデーの啓発グッズとして製作予定の卓上カレンダーの素材として使用するのに加え、各種広報活動において活用してまいりたいと考えております。

1点目、私からの報告は以上でございます。

教育推進部長
(木下)

それでは、事務状況報告の2点目、「文化財資料館「加茂遺跡大石器展」と郷土館「ひな人形展」について」ご報告いたします。

まず、文化財資料館では1月13日から3月25日までの期間で「加茂遺跡 大石器展」を開催しています。加茂遺跡は、弥生時代の集落遺跡として著名で、その一部は国史跡に指定されています。昭和50年ごろから現在まで300回近くの発掘調査を行い、約1,800点の石器が出土しています。そのほぼすべての石器を、今回、展示いたしました。初公開の石器がほとんどで、石器から見た加茂遺跡の様子を多くの方にご覧いただきたいと思っております。

また、郷土館では、恒例の「ひな人形展」を2月1日から4月8日までの予定で開催いたします。平成12年に、近隣にお住いの方から大正時代のひな人形を一式、寄贈され、その後、毎年「ひな人形展」を開催しております。旧平安邸と同じ大正時代のひな人形ということで、現在とは違った趣のひな人形が、その当時の郷土館の姿を彷彿とさせます。それにあわせて地元、下財町の高齢者の方たちの手による「下財長生会さるぼぼ展」や、昭和の街並みをミニチュアで復元した、「小さな和の世界展」などの催しも開催する予定としております。

今後とも施設の特徴を活かした企画展や催しを積極的に行い、入館者のすそ野を広げるよう努めてまいります。この機会にご覧いただけましたら幸いです。

私からの報告は以上でございます。

こども未来部長

続きまして、12月分の教育委員の活動についてご報告いたします。

- (中塚) 12月15日に市長との懇談会が行われ、教育長と教育委員の皆様にご出席いただき、市長と意見交換をしていただきました。
- 磯部委員には、清和台幼稚園で保育見学をしていただきました。
- 服部委員には、多太神社氏子総代や多太神社の森を守る会会長に多太神社の社叢の重要性と天然記念物について説明いただき、また、のせでん悠遊セミナーでは黒川の天然記念物について講演をされております。また、絵本作家で元兵庫県教育委員長の永田萌氏を黒川の台場クヌギや炭窯等に案内し、台場クヌギを絵本にさせていただくお話をされております。また、コミュニティひばり環境部会に、「北雲雀きずきの森」を環境体験学習の場としての活用する相談を行われました。
- 鈴木委員には、川西小学校の放課後子ども教室を見学いただきました。主なものではございますが、ご報告させていただきます。
- 牛尾教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。
- 磯部委員 2番の項目についてお尋ねいたします。郷土館では、作品展などいろいろな魅力あるイベントを企画し、館長を初め職員の皆様がすごく頑張っていると思います。また、その度に、たくさんの方に足を運んでいただいていますので、郷土館の隣接地の有効活用をなるべく早くできたほうが良いと思います。敷地の整備予定などについて、進捗状況をお聞かせいただけますでしょうか。
- 社会教育・文化財課長(井上) 郷土館正面玄関の横の敷地ですが、本年度は教育委員会のほうで、土地を買い上げまして、今整備に当たりまして、入札が終わり、工事業者と今最終のつめをしているところでございます。3月末までには、今のところは駐車場という形ではあるんですが、今まで駐車場が郷土館のちょっと離れた、少し外れのところに入りましたので、以前から不便を感じておられた方もおられたみたいんですが、入口の横につくられるということで、来館者の利便性が高まるかなというところで、今何とか3月までには工事は終わるようなところで、今業者と最新の打ち合わせに入っているところでございます。
- 以上でございます。
- 磯部委員 ありがとうございます。
- 牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、日程第4、報告第1号「専決報告について（川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について）」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内) それでは、報告第1号、専決報告についてご報告いたします。
議案書1ページをお開きください。

本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。内容は「川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

それでは内容につきましてご説明いたします。改正内容は議案書3ページのとおりですが、新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

小田副市長が、平成29年12月25日に市議会の同意を得て、翌日26日に就任されております。それに伴い、本規程のもととなる川西市特定個人情報等取扱規程が改正されたことに伴い、本規程の読替規程中第4条第2項の読み替えられる字句を「本庄副市長」から「小田副市長」に改正するものです。

本規程は、平成29年12月25日付で公布し、12月26日から施行としています。

説明は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第1号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、報告第2号「専決報告について（幼保連携型認定

こども園・保育所整備運営事業者募集要項及び小規模保育事業 事業者募集要項について) 」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども・若者政 策課長（岩脇） それでは、報告第2号「専決報告について」ご説明申し上げます。
議案書の5ページをお開きください。

本件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。内容は、議案書6ページにありますとおり「幼保連携型認定こども園・保育所整備運営事業者募集要項及び小規模保育事業 事業者募集要項」についてであります。

本件の内容は、昨年12月の平成29年第20回定例会において、議案を可決いただき、策定しました「川西市子ども・子育て計画」中間年の見直しの内容に基づきまして、保育待機児童の解消に必要となります確保方策を実施するため、幼保連携型認定こども園または保育所、および小規模保育事業施設を整備・運営する法人を募集するにあたり、その要項を制定したものであります。

それでは、別紙1の「幼保連携型認定こども園・保育所整備運営事業者募集要項」の1ページをお開きください。

まず「1 募集する幼保連携型認定こども園または保育所の概要」を記載しています。①では、対象を「2：3号認定を受けた0歳から5歳児90名を定員数」とすることとしています。また、③の「区域・用地」の項目では、施設の整備区域を「川西中学校区・川西南中学校区」とすることとしています。注釈に付記しているとおり、隣接する明峰中学校区・多田中学校区での応募も可能としています。これは、「川西市子ども・子育て計画 中間年の見直し」において算定し直しました保育量の見込みに対して、新たな確保方策が必要となった区域を対象として、施設の整備を実施するものであります。

また、④の「開園時期」は平成31年4月1日としており、⑤の「開園時間」は、原則1日11時間に加えて午後8時までの延長保育事業を実施することとし、⑥「閉園可能日」につきましても、年末年始としております。さらに、⑦「実施を要する子ども・子育て支援事業等」につきましても、延長保育事業のほか、一時預かり事業、休日保育事業の実施を条件としております。

次に「2 事業者の応募資格等」といたしまして、幼保連携型認定こども園または保育所の認可・確認を受ける意思のある法人であることなど、(1)から(4)まで応募資格等を定めております。

2ページの「3 施設を設置する用地に関する条件」としましては、先ほどご説明しました整備の対象とする区域を記載するとともに、周辺の交通安全の確保や騒音への配慮も求めた内容としています。

続いて「4 幼保連携型認定こども園の設置及び運営等に関すること」におきましては、(1)で県の認可及び市の確認を受け、平成31年4月1日に開園することを、(2)では兵庫県警へのホットライン通報装置や送迎用の駐車スペースなど、施設の設置にあたっての必要事項を定めております。

3ページに移りまして(3)では、認定区分ごとの定員や開園時間、利用者負担額などの「運営に関する基本事項」について、6項目を定めております。

次に、「(4)教育・保育内容等について」では、「①基本的事項」「②給食、保健、衛生、安全管理に関すること」のほか、全5項目において、それぞれにおいて必要な事項を定めています。

「(5)実施を要する子ども・子育て支援事業について」では、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業について、それぞれの規定に基づいて実施することを求めています。

続いて、「5 開設経費及び運営経費に係る補助」の項目では、施設整備に対する補助金、また運営に要する費用の補助等について、記載をしております。

次に、「6 応募方法等」では、募集に係る一連の日程を記載しています。(1)では、本件での募集要項等の配布期間を「平成30年1月15日から2月21日まで」とし、その後、質問の受付期間と事前登録の受付期間を経て、(4)では提出書類の受付期間を「2月22日から3月5日まで」とすることを記載しております。

また「7 選定の方法等」におきましては、川西市子ども・子育て会議に「民間保育施設等整備事業者選考部会」を設置し、応募者のプレゼンテーションやヒアリングなどを経て選考することとし、7ページの「8 開園までのスケジュール」にありますとおり、3月末までを目途に事業者を決定したいと考えております。

最後に「9 その他」として、選定法人の辞退等があった場合の取り扱いなど3項目を定めております。

続きまして別紙2をご覧ください。こちらと同じく、「中間年における見直し後の川西市子ども・子育て計画」に基づく保育待機児童解消への取り組みとしまして、特に待機児童が多く生じている0歳児から2歳児までの保育を実施する小規模保育事業の実施事業者を募集するにあたり、その

要項を制定したものであります。

別紙2の1ページ目「1. 募集する事業の概要」をご覧ください。

①の募集する「地域」であります、「川西南中学校区・川西中学校区」または「明峰中学校区・多田中学校区」としておりました、②の施設数に記載していますとおり、それぞれの地域において1か所ずつ合計2か所の小規模保育事業施設を整備することとしております。なお、応募状況によりましては、どちらか一方の区分から2園選定されることも想定をしています。

⑦の「開所時期」につきましては「平成30年10月1日から31年4月1日」としまして、この期間において早期での開所を求める旨の記載もしております。

募集要項の2以降で示しております「事業者の応募資格」や「施設の設置や運営に関する条件」などに関する内容は、昨年、一昨年に実施しました小規模保育事業者の公募と基本的に同じであります。本件での今後のスケジュールに関しましては、5ページの「6. 応募方法等」をご覧ください。

募集は「1月22日(月)」から開始しております、その後「質問受付」の期間を経て、提出書類の受付は(3)のとおり「2月26日から3月2日まで」としております。その後「川西市子ども・子育て会議民間保育施設等整備事業者選考部会」において、書類の審査、応募事業者のプレゼンテーション、ヒアリング等を実施しまして、3月中に実施事業者を決定する予定としています。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますよう、お願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

募集要項の内容に直接関係するものではありませんが、要項の別紙1と2の文章の書き方で、気づいたところをお伝えいたします。例えば、別紙2の4ページをご覧くださいまして一番下、5の(1)の①ですが、この①は文章の先頭の文字が1文字前に出ていると思いますが、1つ前の左のページの3ページ目の上の②、③、④、⑤、⑥の⑥は3行にわたって書かれています。ここは頭を揃えていらっしゃると思います。そして、5ページです、左の※印のマークも頭出しを揃えているものもあれば、2行目から1つ前に移動しているものとかがありますので、このあたりのことをどちらか一つのルールに従って書いたほうが読みやすいと思いました。

また、別紙2の7ページの9の(1)と(2)が少しずれていますので、調整をしていただくと、さらにきちんとした書類で見やすくなると思います。

よろしく申し上げます。

こども家庭室長(山元) ご指摘いただきましてありがとうございます。ご指摘いただきましたことにつきましては今後の資料作成も含めて十分留意してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

磯部委員 よろしくお願ひいたします。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

加藤委員 では、僕も、資料別紙1と2で、一番最後のその他のところだけ今までとフォントが違います。そこだけゴシックになっている。

それと、その他のところをついでに言うと、磯部委員からあったように、別紙2のほう(2)がずれてますね。

それと、別紙1と2の表記の違いですが、1のほうでは①、②、③の後にスペースがありますが、2のほうでは統一してスペースがない。①の次すぐ文章がありますし、その統一も必用になると思います。

もう一つ細かいところをいきますと、別紙1のほうの2ページの下から10行目ぐらいにあたるのかな。(1)の2番の2行目、市条例第16号の市の字というのはほかの個所のずれ方から半角ほど左に寄ってます。

というようなところぐらいですかね。表記の問題は、磯部委員からあったようにやっぱり最終的にこれが基本になって進むことだと思うので、直せるところは早めに直したほうが今後は楽だと思います。

以上です。

こども・若者政策課長(岩脇) ご指摘ありがとうございます。それぞれの中身だけでなく、おっしゃっていただきましたように別紙(1)と(2)、表記の方法を揃える形で読みやすく仕上げていきたいと思っております。ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

服部委員 続けて同じようなことなんですけど、この中に表が出てきていますが、その表が、表を見ればわかるということなんだろうけど、本来ならば表に対

する説明みたいなのがあって、その表を参照というような形が望ましいのではないかということと、それから1のほうはアスタリスクに対して説明が出ていますが、後ろのほうはそのアスタリスクの印がざあっと出てくるんですが、どこの説明なのかというのがわからないんですね。だから、これもアスタリスクの1、2、3とか番号をつけてそれぞれのどこにそれが対応するのかということをしないと少しわかりにくいというようなことがあります。

それと、やっぱり全体のまとめりなんですが、7番目の注意事項で、ここは「あいうえお」になっていますよね。ほかのところは①②になっています。少し統一、中身自体は特に問題はないんですが、形式の統一だけはもう少しきっちりされたほうがいいと思います。

以上です。

こども・若者政策課長（岩脇） 改めてありがとうございます。特にご指摘いただいた表の部分については、少しお伝えが足りないところもございますので、そのあたりの表記の方法も工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第2号につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第6、議案第1号「第5次川西市総合計画後期基本計画の策定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、議案第1号「第5次川西市総合計画後期基本計画の策定について」ご説明いたします。

議案書は、7ページをご覧ください。本案は、第5次川西市総合計画後期基本計画における教育委員会関係施策について、別紙のとおり策定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものでございます。

昨年実施されました、市議会議員との基本計画懇話会やパブリックコメント及び1月19日に実施されました議員協議会を経て今回最終案を提案するものであります。また、本計画の教育分野は、本市の教育振興基本計画に位置付けるものでございます。

別紙をごらんください。

それでは、市議会やパブリックコメントの主な意見及び検討結果、修正点について、施策ごとにご説明いたします。

施策31については、表記方法に対する意見のほか、留守家庭児童育成クラブの民間事業者活用について、その方向性についての質問や、公設で進めるべきであるが、民間を活用するならば財政支援を行うべきとの意見がございました。表記方法については計画全体で統一していること、留守家庭児童育成クラブについては公設でできないところを民間で補ってもらうこと、要綱に基づき補助を行うことと回答しています。

施策32については、子育て世代包括支援センターの対象範囲を広げることによって、切れ目のない子育て支援体制を創り上げていくことではないかとの意見に対し、来年度に開設予定の子ども・若者ステーションにおいて支援に取り組むことを回答しております。

施策33については、現状と課題から「気軽に行ける安全な居場所へのニーズが高まっている」という記載が削除されていることや、記載項目の順序、関係機関の具体的記述について意見がございました。項目の削除については現記載内容で包含されていること、順序については他の計画の順序に合わせていることを回答しております。関係機関の具体的な分野については、修正することとし、「主な施策展開」の「困難を有する子ども・若者への支援の充実」の部分で、「教育、医療や雇用など、各分野」という記載、「情報共有や対応方針の検討などについて」という記載を追加しています。

施策34については、「主な施策展開」の中でICT活用について「システムエンジニアの配置」という記載が削除されていること、ALTの配置の充実について、より踏み込んだような記述にすべきではないかという意見がございました。限定的な表現は省略したこと、ALTについては重要性は認識していることを回答しております。

施策35については、「主な施策展開」の「生きる力を育む教育の推進」の部分で、「心の教育については、家庭や地域と連携した取り組みを充実し、啓発を行います」という表現に違和感がある、また、「安全・安心な学習環境の整備と充実」の部分で、補導委員会を正式な名称に修正すべき等の意見があり、1点めを「家庭や地域の理解と協力を得た取り組みの充

実をめざし、啓発を行います。」、2点めを「青少年補導委員会」に修正いたしました。

施策36については、施策評価指標の「就学指導に係る子どもの保護者が就学先に満足している割合」を100%としていること、数値化することの考え方について意見がございました。保護者としっかりと合意形成をめざし、適正な就学指導を進める旨を回答しております。

施策37については、中学校給食の実施年度についての意見がありました。年度までは記載できませんが、実施に向けて具体的に検討を進めていく旨を回答しております。

施策38については小学校を統合するという記載の必要性についての意見がございました。現状の、手順を作成し、それに基づき検討を進めている段階であること、地域の実情に応じて適正な規模を確保していくという考えである旨の回答をしております。

施策39については、レフネックと公民館とのマッチング、レフネックやりんどう学園について記載すること、公民館の今後の在り方についての意見がございました。個々の具体的な事業については記載しませんが、市民のニーズを把握し、より充実した内容とすること、公民館の活用について様々な角度から検討を進めていく旨を回答しております。

主な意見と検討結果、修正点は以上となります。

なお、今後、余白スペースへは写真等を挿入し、統括部等、関連部等の欄については平成30年度組織名称への修正を行う予定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、議案第2号「川西市保育料等の減免に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課
長（丸野）

それでは、議案第2号「川西市保育料等の減免に関する規則の制定について」ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

本案は、川西市保育料等の減免に関する規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由は、川西市立幼保連携型認定こども園の開設等に伴い、保育料の減免に関する規定を整理する必要があるため、提出するものでございます。

現在、保育料の減免につきましては、保育所、認定こども園、市立幼稚園、小規模保育事業所など、各施設の保育料を規定する各規則で別々に規定されております。この度、市立認定こども園の開設に伴い、すべての施設の保育料等についても減免要件等を一本化しようとするものです。

一本化する手法としましては、現在、保育所等の保育料減免の要件等を規定している要綱がありますが、それを規則として改めて制定することといたしております。

以下、規則の本文につきまして、議案書9ページからご説明いたします。

では、9ページをご覧ください。

条文の内容でございます。第1条において、保育料等の減免に関して必要な事項を定める当該規則の趣旨を規定しております。

第2条は、用語の意義を定めております。

同条第2号で、保育料の範囲を定めております。この規則でいう保育料とは、市立保育所、市立認定こども園、民間保育所、民間認定こども園、小規模保育事業所の保育料をいうこととしております。

なお、市立幼稚園の保育料については、ここでは定義しておりませんが、これは議案第3号「川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則」において、市立幼稚園保育料の減免については、この規則を準用することとしているためであり、実質的には市立幼稚園保育料の減免についてもこの規則が適用されることとなります。

第3号及び第4号では、この規則における減免の対象となる延長保育料を定義しております。

延長保育料は、市立保育所ならびに市立認定こども園の2号・3号認定児童を対象としております。

なお、民間保育施設の延長保育料は市が決定及び徴収するものではございませんので、ここでは対象としておりません。民間保育施設の延長保育料の減免につきましては、各施設において行い、減免額相当分を市から各

施設に支払うこととしております。

第5号では、一時預かり保育料を定義しています。一時預かり保育料は、市立認定こども園の1号認定児童を対象としているものです。また、市立幼稚園の一時預かり保育料も、先ほどの第2条第2号保育料での説明と同じく、実質的にはこの規則の対象となるものでございます。

第3条では、減免の要件等について規定しております。第1項で、保育料の減免要件等について別表第1に、第2項では延長保育料(月額)の減免要件等で別表第2にまとめております。議案書の11ページ及び12ページの別表第1をご覧ください。

別表第1の第1項では、支払い義務者の失業、疾病等によって、3ヶ月以上継続して収入が減少した場合や、世帯員の疾病等に係る医療費等を3ヶ月以上継続して支出したことにより、保育料の負担が困難となった場合を規定しております。

この場合、減免申請月の前3ヶ月の収入等から推計した年間収入額、これを認定収入額といたしますが、この認定収入額が、保育料算定の基礎となった収入から30%以上減少していることが要件となります。

この要件に該当する場合、減免後の保育料の額は、認定収入額をもとにして算定した保育料の額となります。

減免期間は、申請のあった日の属する月から、減免事由が消滅した日の属する月までとしております。

同表第2項では、災害等により、家屋等の財産に損害を受けた場合、その損害の額が保育料の算定基礎となった所得の10分の3以上である場合を要件としております。

この場合、減免後の額は、損害額を所得金額から控除した額による算出した額といたします。ただし、損害額が当該年度の保育料の算定基礎となった所得の10分の7以上である場合は全額免除といたします。

同表第3項は、入所児童の兄弟姉妹が川西さくら園等の施設に入所している場合、保育料を2分の1とするものです。

同表第4項は、その他特別の事情がある場合を規定しています。

備考の第1項では、2つ以上の要件に該当する場合、減免額の最も多い規定を適用することとしております。第2項では、先ほど説明した認定収入額の考え方を、第3項では認定収入額の算定に当たっては、雇用保険等の給付を含めることとしております。

続いて議案書13ページの別表第2をご覧ください。

別表第2は延長保育料(月額)の減免基準を定めていますが、第1項では保育料が無料となる世帯、例えば、生活保護世帯、低所得世帯における

「ひとり親等世帯」の第2子や、第3子以降の子どもなど、通常の保育料算定ルールにおいて保育料が無料となる子どもにつきましては、延長保育料(月額)も無料とするものです。

同表の第2項では、低所得世帯における「ひとり親世帯」の子どもや、第2子など、通常の保育料算定ルールにおいて保育料が半額などに減額される子どもについては、延長保育料(月額)を2分の1とするものです。同表の第3項では、その他特別な事情がある場合を規定しております。

議案書の9ページにお戻りください。

第3条第3項において、延長保育料(日(月)額)及び一時預かり保育料の減免につきましては、経済的事情その他特別の事情がある場合に市長が認めた額及び期間について行うものとしております。

続いて10ページをご覧ください。

第4条は、減免を受ける場合の申請、第5条は、減免の決定及び通知、第6条は、減免事由変更の届出について規定しております。

第7条では、市長における減免の取り消しについて規定しております。虚偽の申請などによって減免を受けた場合などは、市長が減免を取り消すことができることとしております。その場合、取り消された減免相当額については、支払い義務者に納付していただくこととしております。

第8条で、この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることとしております。

最後に、付則におきまして、この規則は平成30年4月1日から施行すると定めております。

また、付則第2項におきまして、川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則のうち、減免に係る条項につきましては、この規則で一本化することに伴い、削除することといたしております。

内容につきましては、議案書14ページの新旧対照表をご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第2号につきまして、これを可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第8、議案第3号「川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課長（丸野） それでは、議案第3号「川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

 恐れ入りますが、議案書の15ページをお開き願います。

 本案は、川西市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定につきまして、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

 今回の提案理由は、川西市立幼保連携型認定こども園の開設等に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。

 以下、規則の本文につきまして、議案書16ページからご説明いたします。

 題名につきまして、川西市立幼稚園の保育料等に関する規則と改めます。

 第1条において、保育料と一時預かり保育料を合わせて「保育料等」と改めています。

 第3条におきまして、保育料等の減免については、議案第2号で提出いたしました、「川西市保育料等の減免に関する規則」の規定を適用するための読み替え規定等を定めております。

 第4条及び第5条につきましては、減免の手続きや取消しに関する規定であり、それは「川西市保育料等の減免に関する規則」を準用することになりますので、削除し、第6条の「保育料」を「保育料等」に改め、第4条に繰り上げております。

 最後に、付則におきまして、この規則は平成30年4月1日から施行すると定めております。

 資料といたしまして、議案書の18ページから19ページの新旧対照表をご参照ください。

 説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第3号につきまして、これを可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第9、議案第4号「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課長（丸野） それでは、議案第4号「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の20ページをお開き願います。

本案は、川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由は、川西市立幼保連携型認定こども園の開設等に伴い、規則の一部を改正する必要がありますので提出するものでございます。

初めに、この規則で制定している保育料の内容についてご説明いたします。

この規則では、保育所、小規模保育事業所、認定こども園を利用する2号及び3号認定の子どもに係る保育料について規定している規則でございます。

そのため、市立幼稚園、市立認定こども園、民間認定こども園の1号認定の子どもにつきましては、この規則ではなく、それぞれ別の条例・規則等で保育料を定めております。

規則の本文につきましては、次の21ページ及び22ページにございますが、23ページ及び24ページの新旧対照表を参照しながら、ご説明いたします。

第3条第1項におきまして「別表第1」を「別表」に改めておりますのは、後ほど説明いたしますが、別表第2を削除したことによるものでございます。

第3条第2項において、第1号では規則の名称変更に伴う改正を行っております。

第2号は、現行では、市外在住の児童が川西市立保育所を利用する場合、その保育料は児童が在住する市町村長が定めることを規定しているものです。改正後では、この内容について新たに第3項を設け、市立保育所以外の児童を含み、市外在住の児童の保育料は、児童の居住地の市町村長が定める旨を規定しております。

また、第2号では、川西市立認定こども園の1号認定児童の保育料につきまして、この規則ではなく、新たに川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例で定めることとしております。

第3号において、「満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要としないもの」を、「1号認定園児」に改めようとするものでございます。

第4条は、市長が保育料を通知する対象施設から市立認定こども園を除くよう、規定に追加しようとするものでございます。

第5条では、市長が徴収する保育料について規定しております。

市外在住児童が川西市立保育所または川西市立認定こども園を利用する場合は、児童が在住する市町村長が定めた保育料を川西市長が徴収する仕組みになっておりますので、本文中でその旨を規定しております。

改正後に新たに追加した第2号では、市長が保育料を徴収する対象として、市立認定こども園を利用する者を追加しております。

また、改正後の第3号では、民間保育所を利用する市外在住乳幼児は、在住している市町村長が保育料を徴収するため、その内容に改めております。

改正前の第6条、第7条第2項及び別表第2につきましては、減免に関する規定であり、それは議案第2号で提出いたしました、「川西市保育料等の減免に関する規則」で規定することになりますので、削除するとともに、それに伴う条項の整理をしております。

最後に、付則におきまして、この規則は平成30年4月1日から施行すると定めております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第4号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第10、議案第5号「川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課長（丸野） それでは、議案第5号「川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。

本案は、川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則の一部を改正する規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由は、川西市立幼保連携型認定こども園の開設等に伴い、規則の一部を改正する必要があるので提出するものでございます。

まず、この規則で規定している保育料についてご説明いたします。この規則では、民間認定こども園の1号認定児童に係る保育料を規定しております。

以下、規則の本文につきまして、議案書26ページからご説明いたします。

第1条では、議案第3号で提出しましたとおり、川西市立幼稚園保育料に関する規則の題名を改正することに伴い、規則名を改正するとともに、この規則で保育料を定める対象にならないものとして、川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例で定めるものを新たに追加しています。

第5条は減免に関する規定であり、それは議案第2号で提出しました、「川西市保育料等の減免に関する規則」で規定することになりますので、削除するとともに、それに伴う条項の整理をしております。

最後に、付則におきまして、この規則は平成30年4月1日から施行すると定めております。

資料といたしまして、27ページの新旧対照表をご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第5号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第11、議案第6号「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課長(丸野) それでは、議案第6号「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書の28ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由は、川西市立牧の台幼稚園を廃止することに伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

以下、改正いたします内容につきまして、議案書29ページ、新旧対照表では議案書30ページでご説明いたします。

では、29ページをお開きください。

川西市立幼稚園規則の一部で、第2条の表「川西市立牧の台幼稚園」の項を削除し、そのほか、第4条、第8条及び第24条を改正し、園区を示す別表で「牧の台幼稚園」の項を削除するものでございます。

また、付則において、この条例は、平成30年4月1日から施行すると定めております。

この改正内容につきましては、議案書30ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条では、対照表の左側、「川西市立牧の台幼稚園」の定員及び学級数の上限についての項を削除いたします。平成30年4月1日より川西市立牧の台みどりこども園を開設し、川西市立牧の台幼稚園が平成30年3

月末をもって廃止となるため、今回の規則の一部改正により、その項を削除するものでございます。

第4条におきましては、学校保健安全法第23条の規定で、幼稚園には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとされておりますので、「幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師」を「学校医、学校歯科医、学校薬剤師」に改めることにより、文言の整理を図ろうとするものでございます。

第8条の臨時休業につきましては、参照する法令との整合を図るため改正しようとするものです。

第16条では、対照表下段に記載の別表につきまして、左側「牧の台幼稚園」の園区についての項を、右側の改正後（案）のとおり削除するものでございます。

第24条も第4条と同じく、「幼稚園医」を「学校医」に改正いたします。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第6号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第12、議案第7号「川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課
長（丸野）

それでは、議案第7号「川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の31ページをお開き願います。

本案は、川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきまして、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由は、川西市立緑保育所の廃止に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

以下、改正いたします内容につきまして、議案書32ページ、新旧対照表では議案書33ページでご説明いたします。

では、32ページをお開きください。

川西市立保育所条例施行規則の一部で、第4条の表「川西市立緑保育所」の項を削除するものでございます。

また、付則において、この条例は、平成30年4月1日から施行すると定めております。

この改正につきましては、議案書33ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条で、対照表の左側、川西市立緑保育所の定員についての項を、右側の改正後（案）のとおり、削除するものでございます。

平成30年4月1日より川西市立牧の台みどりこども園を開設し、川西市立緑保育所が平成30年3月末をもって廃止となるため、今回の規則の一部改正により、その項を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第7号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第13、諸報告であります。諸報告1「平成30年度教育委員会組織の概要について」事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、諸報告1「平成30年度教育委員会組織の概要について」ご説明申し上げます。

平成30年度の教育委員会組織については、室を廃止し、部・課の体制とすること、小規模な課を統合し一定規模を確保することを検討いたしま

した。

来年度は、現行の2部4室、公民館等を含めて22課等から、2部19課等となります。

資料1の組織図をご覧ください。

まず、部の構成ですが、教育推進部が所管する課等は教育総務課、学務課、学校教育課、教育支援センター、社会教育課、中央図書館、公民館10館となります。こども未来部は、こども支援課、幼児教育保育課、こども・若者ステーション（開設準備担当）となります。また、青少年センターの所管については、生徒指導支援課からこども・若者ステーション（開設準備担当）となります。

それでは、2枚目の資料をご覧ください。

それぞれの課等が分掌する事務について変更点を中心にご説明いたします。

教育総務課は、現行の教育総務課と教職員課を統合します。

学務課は変更ありません。

学校教育課は、現行の学校指導課と生徒指導支援課を統合し学校指導課が所管しています教職員研修や情報教育、教科書採択などを移管いたします。

教育支援センターは、現行の教育相談センターから名称を改め、教育相談や特別支援教育に加えて、先ほどの教職員研修等の事務を所管いたします。

社会教育課は、現行の社会教育・文化財課と地域こども支援課を統合します。また、中央公民館から高齢者大学の事務を移管いたします。

地区公民館、中央図書館については変更ありません。

こども支援課は、現行のこども・若者政策課と子育て・家庭支援課を再編しております。主に、子ども・子育てに関する計画に関することや認定こども園等の整備のほか、現行の子育て・家庭支援課が所管するひとり親家庭支援や児童手当について所管いたします。

幼児教育保育課は、現行のこども育成課からの名称変更となります。

こども・若者ステーション（開設準備担当）は、平成30年の秋にオープン予定のこども・若者ステーションの開設準備のほか、現行の子育て・家庭支援課が所管する、家庭児童相談や子育て相談、こども・若者政策課が所管する子ども若者相談、生徒指導支援課が所管する青少年センターの運営などを所管いたします。

今後、市長部局と調整を重ね、川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の改正について教育委員会に提案させていただきます。

説明は以上でございます。

牛尾教育長

只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、諸報告2「平成30年（平成29年度）成人式について」事務局から報告をお願いいたします。

こども・若者政策課長（岩脇）

それでは、平成30年（平成29年度）成人式につきましてご報告いたします。本年1月8日に実施いたしました「平成30年成人式」につきまして、ご報告いたします。諸報告の「資料2」をご覧ください。

本年の成人式は、あいにくの雨模様となりましたが、1月8日月曜日、成人の日に実施いたしまして、1,587名の対象者のうち、昨年から65名の増加となります924名の新成人に出席をいただき、また、参加率も昨年度から約1%上昇して58.2%となりました。

まずオープニングイベントでは、川西市出身のアーティストである「TeN」さんに、昨年に引き続いてご出演をいただき、素晴らしい歌声を披露していただきました。

第1部の式典では、牧の台小学校6年生の藤林七海さんのリードによる国歌斉唱の後に、大塩市長から式辞を、ご来賓代表として西山市議会議員よりご祝辞をいただきました。また、国会議員、県議会議員をはじめ、市議会議員や各種団体から50名を超えるご来賓をお迎えし、それぞれのご紹介をさせていただきました。

続いての「はたちの抱負」では、高桑 彩さんと、近藤 陸也さんのお二人から、20歳という人生の節目を迎えての、はつらつとした抱負を語っていただきました。

また、第2部の「はたちのつどい」では、梅花中学・高等学校チアリーディング部の「レイダース」の皆さんが、華麗な演技と共に、新成人の皆さんへ盛大なエールを送っていただきました。これに続いて、本市観光プリンセスと若武者による源氏まつりのPRと、企業の協賛による「お楽しみ抽選会」を行いまして、無事に全てのプログラムを終えることができました。

今年の成人式では、昨年までの反省も踏まえまして、「効果的な時間の短縮」と「メリハリのあるプログラム構成」を目指して、検討、準備をしてまいりましたが、いずれも一定の成果は上がったものと感じています。

来年度からは、キセラ川西内に新築される複合施設内の「キセラホール」において成人式を実施することとなります。資料に添付しております、今回の出席者によるアンケート結果も精査した上で、来年度も、さらにより良い式とすることができるよう、しっかりと準備を整えていきたいと思っております。

最後に、当日お忙しい中ご出席いただきました教育委員の皆様と、応援をいただきました職員の皆さんには、心より感謝を申し上げます。

「平成30年（平成29年度）成人式」のご報告は、以上であります。

牛尾教育長

只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員

参加させていただいて、感想を述べたいと思います。オープニングイベントが参加者を集中させて場を整えるのに大変効果的であったと感心しました。

そして、第2部も大層スリムになっていて、よかったと思います。源氏まつりPRをこの場所にもってこられたのが特に効果があったのではないのでしょうか。アンケートでは余り評価されていなかったようですが、前年に比べてきっとPR効果があったと思われます。皆さんご苦労さまでした。

加藤委員

オープニングイベントの件ですが、昨年度より形式を変えて、初めにもってきたわけです。僕も聞いていて飽きなくてよかったと思いますが、それに対するねらいというのは、外に残っている人数を少なくすることが一番だと思います、最初から集客するために。その効果というのは何かしらで確認はされていますか。

こども・若者政策課長（岩脇）

おっしゃるとおり、最初にオープニングイベントをもってまいりましたのは、皆さんに効率的に速やかに入っていただくという部分を目指しているというのが一番大きかったところです。

その成果は、例えば入った人数でありますとか時間でありますとか、そのあたりの検証というところまではいっておりませんが、一定、第1部の式典を迎えるにあたる時点におきましては、皆さんに速やかに入っていただけたのは、この効果があらわれているものというふうに考えております。

それから、もう1点につきましては、昨年、実はPRから始めたんですが、その始まり方が非常にめりはりのない始まり方だったというような意見も踏まえまして、それも込みの形で最初にこのオープニングプログラムをもってきたような次第であります。

以上です。

加藤委員 ということは、来年も今年度と同じパターンでというふうに認識してよろしいわけですね。

こども・若者政
策課長（岩脇） 基本的にはその方向で考えております。

牛尾教育長 よろしいですか。ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、諸報告2については以上といたします。

磯部委員 本日の議案2号から7号に關しまして、一言お伝えしたいと思ひます。川西市立では初の幼保連携型認定こども園の開設に伴ひましては、担当部署の職員の皆様は本当にいろいろな準備、お疲れ様でございます。

この議案提出に際しましては、教育委員の協議会でもたびたびご報告いただきまして、内容の確認もしてまいりました。この先は3月に竣工式があり、4月には開園、入園式があります。子どもたちはもちろん、保護者の皆様、地域の皆様に喜んでいただけるような園がスタートできるように準備をよろしくお願ひいたします。

以上です。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

牛尾教育長 次回の定例教育委員会は、2月15日（木）午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第1回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後3時40分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成30年2月15日

署名委員 磯部裕子 ⑩

鈴木温美 ⑩